



**国際海上物品運送法 第3条（運送品に関する注意義務）**

運送人は、自己又はその使用する者が運送品の受取、船積、積付、運送、保管、荷揚及び引渡につき注意を怠ったことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責を負う。

- 2 前項の規定は、船長、海員、水先人その他運送人の使用する者の航行若しくは船舶の取扱に関する行為又は船舶における火災（運送人の故意又は過失に基くものを除く。）により生じた損害には、適用しない。

**民法 第724条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）**

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。



**【荷受人が荷物の受取りを拒絶した場合】**

Q 荷受人が荷物の受取りを拒絶した場合、荷送人に通知せずに第三者に荷物を引渡してしまってもよいですか？

A いけません。運送取扱人としては、まず、その旨を荷送人に通知し、荷物の処置につき指図を受けるか又はその了解の下に適当な方法を講じるのが当然であり、引渡しにつき法律上注意義務が必要です。（最高裁 S30.4.12 判）



**\* 商人間取引又は商慣習（国内）**

買主に引渡時又は買主が検査受領時に危険負担の移転

**\* 国際売買（FOB条件又はCIF条件）**

Free On Board = 貨物が指定船・積港において本船の手すり通過時免責  
但し、輸出手続は売主の責任

Cost, Insurance and Freight = FOB条件にさらに船積費用・輸送手配費用・滅失等のための海上貨物保険等を買主に追加負担させて移転する